

新庄市 歴史的風致維持向上計画

【概要版】



Shinjo City



山形県 新庄市
令和5年2月

1 計画策定の背景と目的

本市は、山形県の北東部、奥羽山脈と出羽山地の山々に囲まれた新庄盆地のほぼ中央に位置し、市域の南西部には日本三大急流のひとつ「最上川」が流れる豊かな自然に恵まれた地域です。

本市のまちづくりは、新庄藩初代藩主戸沢政盛公が寛永2年(1625)に進めた新庄城築城が大きな転機となり、城を中心として整備された城下町の構造が現在の中心市街地形成の礎となっています。新庄藩は、戸沢家11代、約250年にわたって続き、その間に培われた有形・無形の社会的・経済的・文化的遺産は計り知れないほど大きく、明治以降の新しい時代はこの上に展開されてきました。

このような歴史的背景により育まれた本市固有の歴史や文化は、旧城下で繰り広げられる「新庄まつり」をはじめとし、神社の祭礼や各集落に伝わる伝統行事などの活動、さらには東山焼などの伝統産業として市民の手で守り伝えられており、城下の町割りや歴史的建造物とともに歴史的景観を醸し出しています。

しかし、生活様式の多様化などの社会環境の変化により、歴史的価値の高い建造物の適正な保存管理が困難になってきているほか、人口減少や少子高齢化の進展などにより、歴史と伝統ある行事を将来に引き継いでいくことが困難になることが予想されます。

こうした本市を取り巻く状況を踏まえ、本市固有の歴史と文化を守り育てながら次世代に継承し、本市がもつ歴史的資源を積極的に活用した新庄市らしいまちづくりを推進することを目的に「新庄市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年(2023)度から令和14年(2032)度までの10年間とします。

3 歴史的風致とは

「歴史的風致」とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」という。)」第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義されています。



地域における
その固有の歴史及び
伝統を反映した
人々の活動

歴史的
風致

歴史上価値の高い
建造物及び
その周辺の市街地



一体となって形成された良好な市街地環境



4 新庄市の文化財

新庄市の指定等文化財は、令和4年(2022)3月現在で、国指定等7件、県指定6件、市指定53件となっています。また、新庄まつりの山車行事を含む日本の「山・鉦・屋台行事(33件)」が、平成28年(2016)にユネスコ無形文化遺産に登録されています。

主な国指定文化財



1 八幡神社本殿拝殿



2 新庄藩主戸沢家墓所



3 おくのほそ道の風景地 本合海



4 旧矢作家住宅



主な山形県指定文化財



5 萩野・仁田山鹿子踊



6 天満神社本殿・拝殿

- 有形文化財
- ◆ 無形文化財
- 史跡・名勝

主な新庄市指定文化財



7 新庄城址



8 積雲寺閻魔堂(元観音堂)



9 熊野神社本殿拝殿



10 円満寺山門



11 長泉寺観音堂



12 鳥越神楽



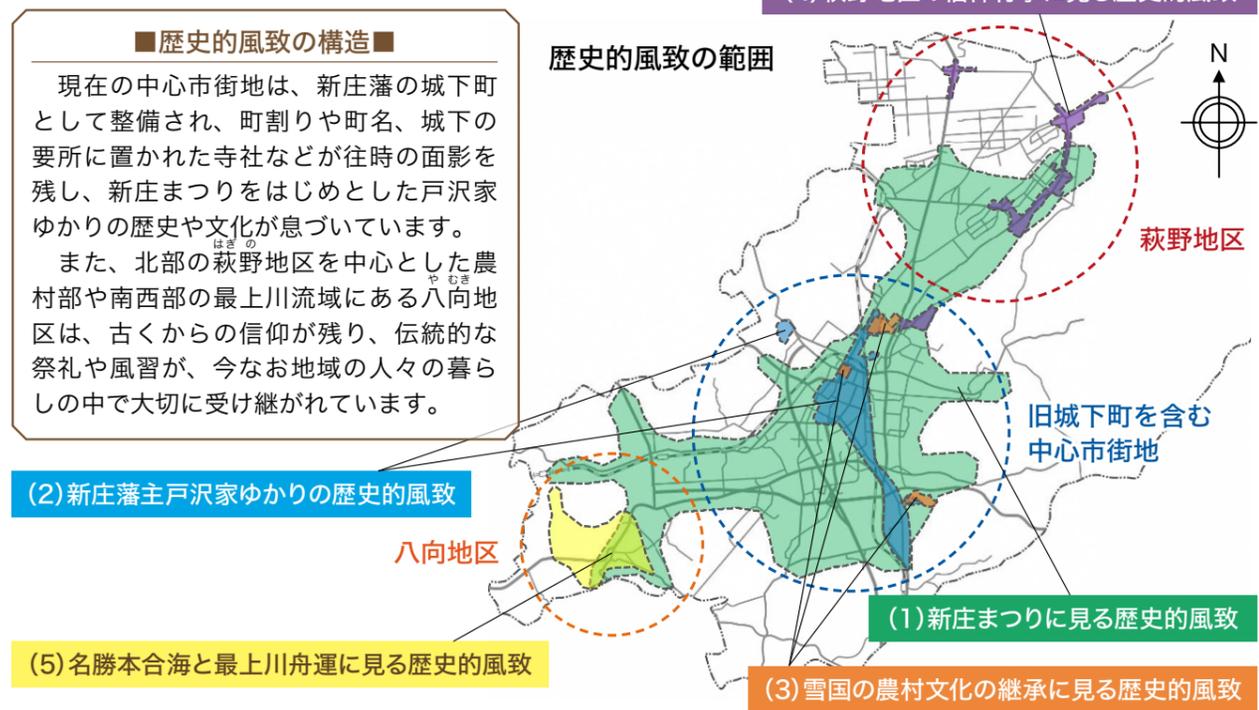
13 東山焼コレクション



14 新庄亀綾織

5 維持向上すべき歴史的風致

本市では、歴史まちづくり法における歴史的風致の定義に基づき、維持向上すべき歴史的風致として、次の5つを選定しています。



(1)新庄まつりに見る歴史的風致

新庄まつりは、宝暦6年(1756)に新庄藩5代藩主戸沢正謀公が、飢饉に打ちひしがれた領民を励まし、豊作を祈るために、戸沢家の氏神である「天満神社」の祭りを始めさせたことを起源としています。「天満神社」の御神体を警護する「神輿渡御行列」、飾り物として町人が出した「山車行列」や「まつり囃子」が約270年もの間受け継がれ、平成21年(2009)に国の重要無形民俗文化財に指定されました。さらに平成28年(2016)には、「新庄まつりの山車行事」が全国33件の「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

新庄まつりは、旧城下の町人町を中心として伝承される山車づくりと郊外の農村集落で伝承されるまつり囃子が一体となって行われ、この地で暮らす人々の誇りとなり、新庄人のアイデンティティとして脈々と受け継がれています。



(2)新庄藩主戸沢家ゆかりの歴史的風致

本市は、新庄藩主戸沢家の居城である新庄城を中心に整備された城下町であり、侍町や町人町の名残や、城下町の入口や要所に配置された寺社などが多く残っています。

「新庄城址」である最上公園には、戸沢家始祖戸沢衡盛公、初代藩主戸沢政盛公、11代藩主戸沢正実公を祀る「戸沢神社」が建立され

ており、「春まつり」の時期には多くの人々が訪れます。また、歴代の新庄藩主が一堂に葬られている「新庄藩主戸沢家墓所」や鳥越地区にある「八幡神社本殿拝殿」などの戸沢家ゆかりの建造物等を核としてさまざまな地域活動が継承されることで、本市固有の伝統文化が受け継がれています。



(3)雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致

本市は市全域が特別豪雪地帯に指定されており、人々は古くから雪と闘い、雪国の暮らしを豊かにするための研究や努力を重ねてきました。昭和前期、代議士・松岡俊三の呼びかけによる「雪害救済運動」が本市から全国に広がり、「農林省積雪地方農村経済調査所」が設置されました。ここでは、積雪地方における経済更生や雪害防除の調査研究のみならず実践指導も行われ、そこから農民の手仕事に新たな価値を生み出した民芸運動などが展開されました。また、農村指導者・松田甚次郎による自治共働の農村改善運動は、その実践成果や理念が現在の本市の雪と共存する暮らしの礎となり、これらの農村文化が現代に受け継がれています。



(4)萩野地区の信仰行事に見る歴史的風致

本市北部に位置する萩野地区は、旧萩野村にあたり、昭和30年(1955)に新庄市と合併した地区です。その中でも、東側に位置する萩野・仁田山・吉沢・二枚橋などの集落は、神室連峰の山々の麓に位置し、羽州街道が整備される以前の街道沿いの村々を中心に繁栄した農村集落です。そのため、藩政時代以前からの農村文化や山岳

信仰が人々の生活に溶け込んでいます。

カモシカを模した頭をかぶった「萩野・仁田山鹿子踊」は県の無形民俗文化財に指定されており、五穀成就を願って毎年地区内の「地藏堂」などで舞われます。その他にも、山の神信仰における「山の神の勧進」などのさまざまな信仰行事が継承されています。



(5)名勝本合海と最上川舟運に見る歴史的風致

本市南西部に位置する本合海地区は、古くから最上川舟運の重要な川湊として栄えた河岸集落です。最上川が西に大きく流れを変える湾曲部の右岸にある八向山の断崖中腹には、最上川の舟人を守る神として古くから信仰されてきた「矢向神社」があり、八向山山頂に築かれた中世の城である「八向楯」は市指定史跡となっ

ています。

本合海集落は、最上川舟運による古くからの風習や信仰などが色濃く残っており、湯殿山の年越し祭りである「サンゲサンゲ」が現在も行われています。また、元禄2年(1689)に俳聖松尾芭蕉がこの地から舟に乗って庄内地方へ向かっており、「おくのほそ道の風景地 本合海」として国の名勝に指定されています。

6 歴史的風致の維持向上に向けた取り組み・事業概要

歴史的風致の維持向上に向けた施策を重点的かつ一体的に推進する区域を重点区域として設定し、歴史的風致を形成する建造物の保存活用、活動等の継承・活性化、街なみ景観の保全、まちなか周遊機能の向上などの事業を実施します。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業



① 八幡神社本殿拝殿保存修理事業

鳥越の八幡神社本殿拝殿（重要文化財）の老朽化が進んでいることから、建造物の保存修理を行う所有者へ支援を行います。



② 新庄藩主戸沢家墓所(瑞雲院)維持管理事業

史跡・新庄藩主戸沢家墓所の御霊屋について、補修や差し萱等の措置を施し、経年劣化に対応するための維持管理を行います。



③ 新庄藩主戸沢家墓所(桂嶽寺)保存修理事業

桂嶽寺にある史跡・新庄藩主戸沢家墓所(2代正誠)の御霊屋の保存修理と参道の整備を行います。



④ 旧農林省積雪地方農村経済調査所保存修理事業

登録有形文化財(建造物)である旧農林省積雪地方農村経済調査所の耐震補強と設備改修等により、さらなる公開活用に向けた整備を行います。



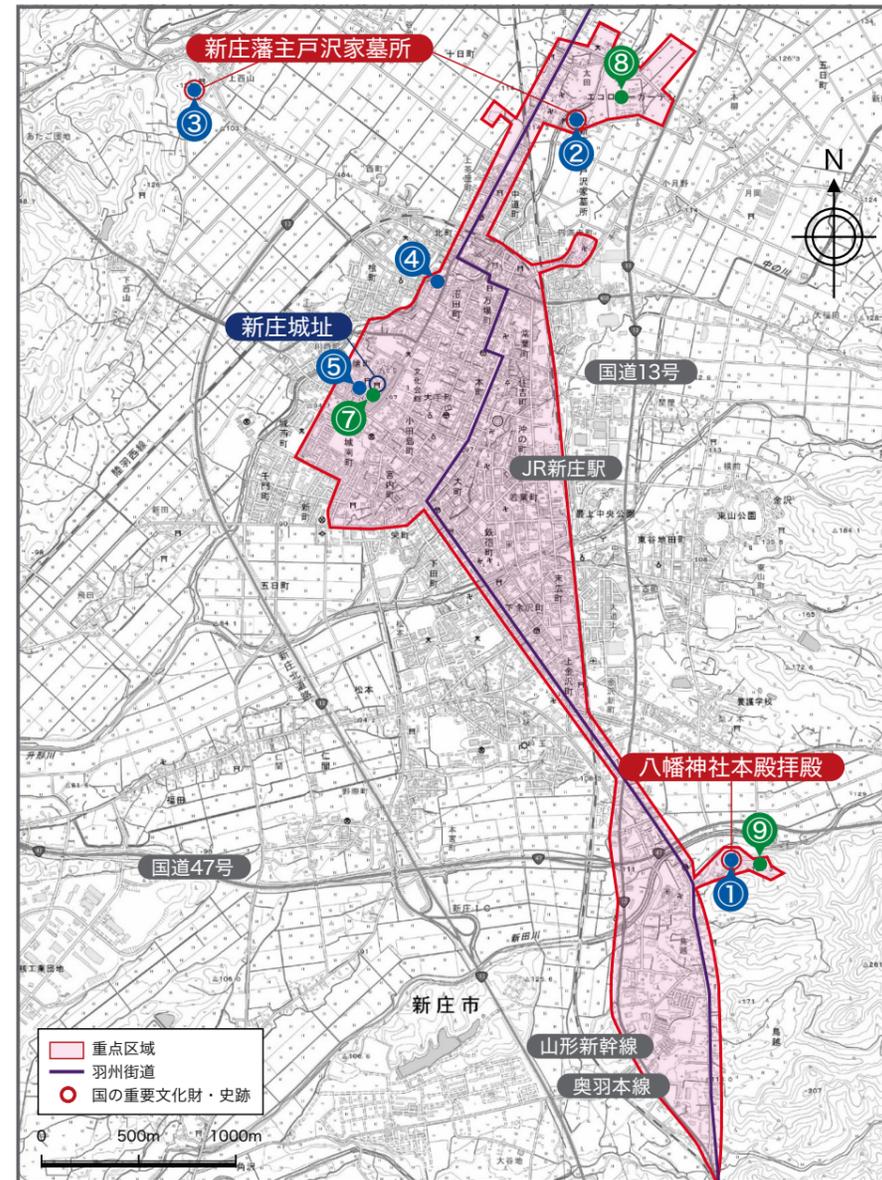
⑤ 天満神社本殿・拝殿保存修理事業

天満神社本殿・拝殿(県指定有形文化財)の萱屋根の劣化が進んでいるため、改修を行う所有者へ支援を行います。

⑥ 歴史的風致形成建造物調査・改修事業【区域全域】

市街地の歴史的風致を形成する建造物の調査や所有者の意向調査を実施し、歴史的・文化的な価値付けを整理するとともに、保存活用を支援します。

新庄市の重点区域と事業位置図



(3) 活動の継承及び担い手の育成・確保に関する事業

⑪ 新庄まつり振興事業【区域全域】

新庄まつり実行委員会や山車行事保存会の運営を支援するとともに、山車若連や囃子若連の継承に向けた活動を支援します。

⑫ 文化財等保存団体支援事業【区域全域】

各地域に伝承される史跡や名勝、有形・無形の文化財等の保存や継承活動を行う団体等を支援します。

⑬ 無形民俗文化財等調査記録情報発信事業【区域全域】

記録映像や調査記録をアーカイブ(保存・保管)し、広く情報発信することにより、地域住民や市民の認識向上を図ります。

(4) 歴史的風致の認識向上に関する事業

⑭ 新庄開府400年記念事業【区域全域】

新庄開府400年を契機に本市の歴史や文化を振り返り、郷土への愛着と誇りを高めるため記念事業を実施します。



⑮ 小中学生の歴史学習推進事業【区域全域】

総合的な学習などの一環として、地域の伝統行事や伝統工芸などの有形・無形の文化財等の学習を行い、郷土の貴重な歴史や文化について理解を深めます。

⑯ 地域の歴史・文化生涯学習推進事業【区域全域】

市内の各生涯学習施設において、郷土の歴史や文化について知識や理解を深める機会を提供します。

(5) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

⑰ 城下町周遊まち歩き推進事業【区域全域】

城下町の旧町名を記した標柱を設置するほか、多言語や通信機器に対応した案内表示やマップを作成し、周遊しやすい環境づくりを行います。

⑱ 観光地環境美化推進事業【区域全域】

歴史的建造物や史跡への来訪者が快適に見学できるよう、定期的に清掃や草刈り、除雪作業などの環境美化を行います。

⑲ 歴史案内人養成事業【区域全域】

市民や来訪者、外国人観光客等に対して、本市の歴史的資源や文化を分かりやすく案内できる人材を養成するため、講習会や現地視察などの研修を行います。

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する事業

⑦ 最上公園(新庄城址)修景整備事業



新庄藩の歴史を伝える史跡(城址公園)としてふさわしい景観形成と公園としての機能を充実させ、賑わいを創出する公園整備を行います。

⑧ 旧農林省蚕糸試験場新庄支場周辺地域整備事業



駐車場やトイレ、休憩施設等の整備を行うとともに、隣接する新庄藩主戸沢家墓所との周遊が促進されるよう一体的な環境整備を行います。

⑨ 鳥越八幡公園整備事業



八幡神社や松田甚次郎ゆかりの土舞台などがあり、本市の歴史を物語るうえで貴重な場所となっており、それらの歴史的な資源を生かした公園整備を行います。

⑩ 景観・街なみ改善整備事業【区域全域】

景観形成に関する方針を定め、景観の保全と改善を図るため、景観行政団体への移行と景観計画の策定を進めるとともに、街なみの改善整備に向けた検討を行います。

7 歴史的風致形成建造物

本市の歴史的建造物については、国の指定文化財以外にも個人が所有する蔵や住宅など、歴史的価値の高い建造物が残されており、これらの建造物についても適切な保護が求められます。

そのため、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要がある建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定し、保存と活用を推進します。

【指定の対象】

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財
- 山形県及び新庄市文化財保護条例に基づく指定文化財
- そのほか、新庄市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③歴史的な街なみの構成要素として重要な建造物

【指定候補】 (●：登録有形文化財 ◆：県・市指定文化財 ■：その他)



●旧農林省積雪地方農村
経済調査所庁舎/石川町



●旧農林省蚕糸試験場
新庄支場(10棟)/十日町



■戸沢神社/堀端町



■七所明神(七所神社)
/宮内町



■普請の蔵/大町
(新庄KURAプリン)



■上茶屋町出世稲荷神社
/上茶屋町



■高山家蔵座敷/北本町



■旧大泉醤油店/本町



■万場町のくらし/万場町



■旧佐藤建具店/万場町



■五十嵐家住宅/万場町



■旧信用金庫万場町支店
/万場町

《その他》 ◆天満神社本殿・拝殿/堀端町 ◆円満寺雷神堂/五日町 ■米山家赤レンガ倉庫/沖の町
◆長泉寺観音堂/鉄砲町 ■新莊護国神社/堀端町 ■佐藤家住宅/北本町
◆円満寺山門/五日町 ■神明宮(神明神社)/神明町

お問合せ先

新庄市総合政策課 歴史まちづくり推進室

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10-37 TEL:0233-29-5678 FAX:0233-22-0989